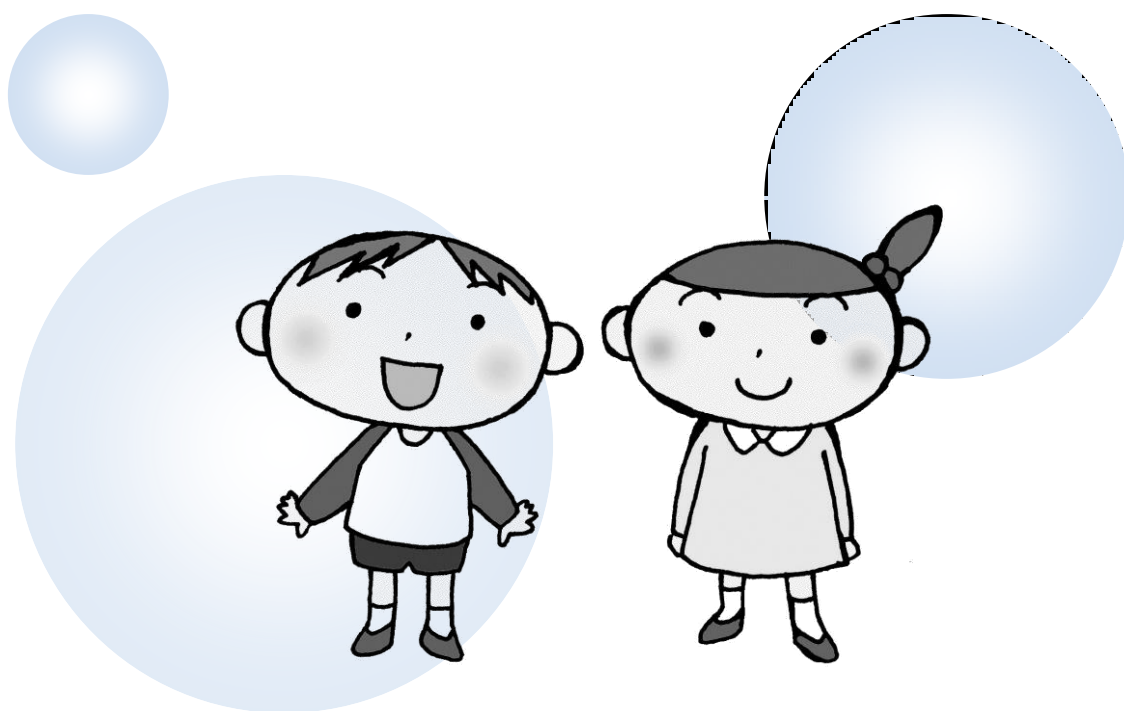


概要版

藤井寺市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月

藤井寺市

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

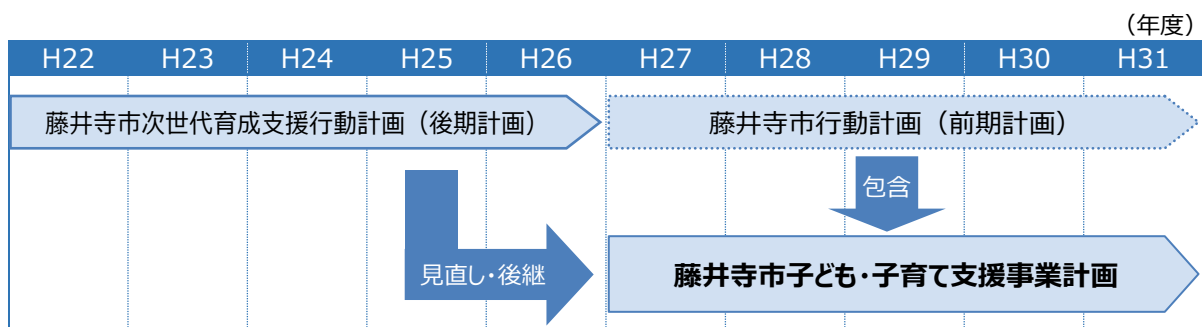
近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日頃の子育てにおいて祖父母や地域住民等からの協力・支援を得ることが困難な状況となっています。さらに、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加や男性の非正規雇用割合の高まり、また、仕事と子育ての両立の困難さから出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。それら子育て家庭、地域、就労環境等の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は、子育て家庭の孤立化や不安・負担感の増加につながることも、地域社会を含めた社会全体で子ども・子育てを支援していくことが必要です。

藤井寺市では、平成 22 年に「藤井寺市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育てを楽しみ、子どもがのびのびと健やかに育つまちに向けて、児童福祉施策、教育施策等、各施策の総合的・計画的な推進を図ってきました。しかし、本市においても少子化や地域のつながりの希薄化等、社会環境の変化により、子育て課題が顕在化しています。

以上のことを踏まえ、藤井寺市の子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会を実現することを目的に、本計画を策定しました。

計画の期間と位置づけ

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、平成 27 年度を初年度とし平成 31 年度までの5年間を計画期間とします。加えて、次世代育成支援対策推進法に基づく、「藤井寺市行動計画」を包含する計画として位置づけるとともに、母子保健計画も包含した計画としています。



計画の基本理念と基本視点

計画の基本理念

子どもを生き育てやすく 子どもがのびのび健やかに育つまち

子どもは、家庭に明るさや喜びを与え、家族のきずなを深める大切な一員であり、そして私たちの暮らすまちをこれから支えていく地域のかげがえのない宝です。

子どもの幸せを第一に考え、子どもを安心して生き健やかに育てることができるように、家庭をはじめ、地域、行政等、社会全体で子育ての責任を担うことが重要です。

子どもの成長の基盤となるのは家庭であり、子育ての主体は親であることを前提としながら、家庭において責任と愛情をもって子育てが行えるように、地域全体で子どもや子育てをあたたく見守り支えることが大切です。

安心とゆとりのある中で喜びや楽しさを実感しながら、責任をもって子育てができ、そして子どもがのびのびと健やかに育っていけるよう、地域全体であたたく子育てを見守り、応援していきます。

基本視点

1 子どもの幸せを第一にする視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益・考えが最大限に尊重され、社会全体で子どもを愛情深く育むことで、子どもの健やかな成長につなげます。また、子育て・子育て支援に対しては、子ども視点に立った取組みを進めることを基本とします。

2 家庭の子育て力を高める視点

子育てについての第一義的責任がある保護者が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるように支援します。また、子育てを通して、子どもと保護者がともに育っていけるように、家庭での子育て力を高めます。

3 地域の支えあいをつくる視点

社会全体で子育てを支援することが大切であり、高齢者や育児経験豊かな主婦等、多様な地域の人々が子育ての喜びや苦労をわかちあい、ともに子どもを見守り、子どもがのびのびと健やかに成長でき、保護者も支えられる子育て環境づくりに努めます。

施策の展開

施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもの幸せへ、子育てがつながる社会をつくれます

家庭・就学前施設・学校・地域が連携し、子どもの発達や育ちを連続性・一貫性をもって支えます。また、子どもの多様な体験・交流活動を充実させ、子どもが心身ともにのびのびと健やかに育てる環境・仕組みづくりをめざします。

1. 子どもが豊かに育つ教育・保育の推進

- ・就学前教育・保育の充実
- ・保幼小連携の強化
- ・生きる力を育む学校教育の推進

2. 次代を担う青少年の育成と社会参加活動の促進

- ・次代の親を育むための支援
- ・青少年が健全に育つ環境づくり
- ・キャリア教育の推進

3. 地域における子どもの居場所づくり

- ・体験・交流活動の充実
- ・子どもの遊びや活動の場の整備

基本目標Ⅱ 子どもに愛情深く、子育てが楽しくなる社会をつくれます

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進し、子育てに対する負担や不安の軽減に努めます。また、ひとり親家庭、障害のある子どもの家庭等、配慮や支援が必要な家庭を含むすべての子育て家庭が、安心やゆとり、楽しみをもって愛情深く子育てができるように、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援を充実させます。

1. 子育て不安・負担の軽減に向けた支援

- ・地域での子育て支援サービス等の充実
- ・子育てに関する情報提供・相談支援の充実
- ・子育て支援ネットワークづくり
- ・子育て家庭への経済的な支援

2. 子どもと保護者の健康づくりの推進

- ・母子保健サービス等の充実
- ・思春期保健対策の充実
- ・医療体制の充実

3. 配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援

- ・児童虐待防止への取組みの強化
- ・ひとり親家庭への支援
- ・障害のある子どもと家庭への支援

基本目標Ⅲ 子どもを大切に、子育てと子育てが支えられる社会をつくれます

男女、地域の人々、企業等がそれぞれ子どもの人権を尊重し、子育てや家庭の大切さを認識して、子育てをともに担っていけるように、また、親子が安心して暮らせるように、子育て環境の整備を進め、子育てしやすいまちをつくっていきます。

1. 子どもや子育てに対する理解の促進

- 子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる意識づくり
- ワーク・ライフ・バランスの推進

2. 子育て・子育てにやさしいまちづくり

- 防犯・防災対策、交通安全対策の推進
- 子育てバリアフリーの推進

計画事業の量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域

■藤井寺市の教育・保育に関する地域特性

- コンパクトなまちである。
- 区域（小学校区等）横断的な保育サービス利用がある。
- 第6期藤井寺市いきいき長寿プランでは、日常生活圏域（高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要なサービスが切れ目なく提供するための生活圏の単位となるもの）を1つと設定しており、現在の藤井寺市の福祉関連の区域設定では、全市域を1区域と捉えた統一的なサービス提供を図っている。

以上から、藤井寺市では、教育・保育事業の柔軟な供給体制を確保すべく、教育・保育提供区域を市全域と設定します。

教育・保育の量の見込みと提供体制

■認定の区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性を次のように認定します（法第19条）。

- **1号**：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- **2号**：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- **3号**：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

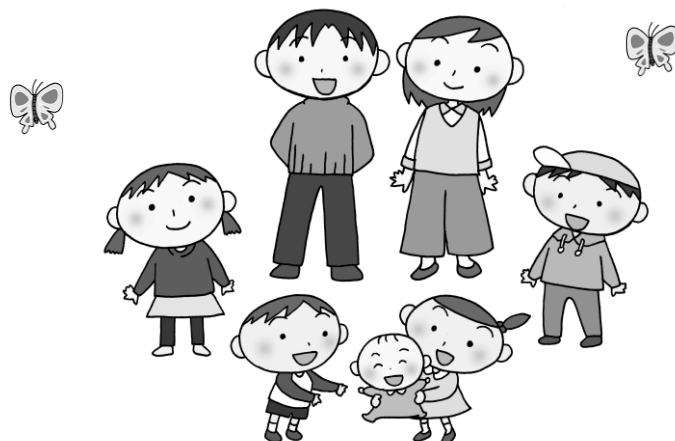
1号及び2号のうち学校教育の希望については、幼稚園（認定こども園含む）にて、幼児の健やかな成長のために適当な教育環境を与えて、その心身の発達を助長します。2号のうち学校教育の希望以外の方及び3号については、保育所（認定こども園含む）にて、子どもを保育します。

■教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

		1号	2号		3号	
		3歳以上	学校教育の希望	左記以外	0歳	1-2歳
平成27年度	量の見込み	642	712		565	
			117	595	101	464
	(他市の受け入れ)	40	0	0	0	0
	確保方策	1,301	704		423	
平成28年度	量の見込み	641	711		544	
			117	594	98	446
	(他市の受け入れ)	19	15	0	0	0
	確保方策	1,275	737		462	
平成29年度	量の見込み	625	694		528	
			114	580	95	433
	(他市の受け入れ)	19	15	0	0	0
	確保方策	1,275	849		531	
平成30年度	量の見込み	614	682		508	
			112	570	90	418
	(他市の受け入れ)	19	15	0	0	0
	確保方策	1,275	849		531	
平成31年度	量の見込み	592	657		490	
			108	549	88	402
	(他市の受け入れ)	19	15	0	0	0
	確保方策	1,275	849		531	

認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園や保育所等に対し移行支援を行います。また、民間保育所の拡充を基本としながら、認定こども園や小規模保育等新規事業者の参入も含め、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の拡充により保育定員の増加に努めます。



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

■地域子ども・子育て支援事業の概要

- 1.利用者支援：教育・保育施設等の情報提供や相談支援を行います。
- 2.時間外保育事業：通常の保育時間を延長し、保育を実施します。
- 3.放課後児童健全育成事業：小学校就学児童の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブを開設します。
- 4.子育て短期支援事業（ショートステイ）：家庭での養育が一時的に困難になった児童を、一定期間養育します。
- 5.乳児家庭全戸訪問事業：生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、情報提供や養育環境の把握を行います。
- 6.養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業：
養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。
- 7.地域子育て支援拠点事業：相談指導や情報提供等、地域における総合的な子育て支援事業を実施します。
- 8-1.一時預かり事業（在園児対象型）：幼稚園等で、通常の就園時間に加え、延長して在園児を預かります。
- 8-2.一時預かり事業（在園児対象型を除く）：家庭での保育が困難な場合に、一時的に就学前児童を預かります。
- 9.病児保育事業、子育て援助活動支援事業：病児や病児回復期の児童を保育所・病院等で一時的に預かります。
- 10.子育て援助活動支援事業（就学後）：育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人の相互援助活動を実施します。
- 11.妊婦に対する健康診査：流産・死産・早産等を予防し、安全なお産を目的に、妊婦の健診を実施します。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

事業名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1.利用者支援	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
2.時間外保育事業	量の見込み（人）	405	397	386	376	362
	確保方策	405	397	386	376	362
3.放課後児童健全育成事業	量の見込み（人）	733	734	726	718	725
	確保方策	519	574	649	699	725
4.子育て短期支援事業 （ショートステイ）	量の見込み（人日）	14	13	13	13	12
	確保方策	14	13	13	13	12
5.乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み（人）	450	450	430	430	430
	確保方策	450	450	430	430	430
6.養育支援訪問事業、子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業	量の見込み（人）	11	11	11	11	11
	確保方策	11	11	11	11	11
7.地域子育て支援拠点事業	量の見込み（人日）	24,600	23,700	22,944	22,128	21,348
	確保方策	14,945	14,945	18,245	18,245	21,445
8-1.一時預かり事業 （在園児対象型）	量の見込み（人日）	40,012	39,929	38,961	38,286	36,873
	確保方策	40,012	39,929	38,961	38,286	36,873
8-2.一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	量の見込み（人日）	3,538	3,422	3,322	3,221	3,099
	確保方策	2,756	2,756	3,356	3,356	3,356
9.病児保育事業、子育て援助活動支援事業	量の見込み（人日）	921	904	878	856	825
	確保方策	404	396	384	856	825
10.子育て援助活動支援事業 （就学後）	量の見込み（人日）	73	68	69	69	71
	確保方策	73	68	69	69	71
11.妊婦に対する健康診査	量の見込み（人回）	6,100	6,100	5,900	5,900	5,900
	確保方策	6,100	6,100	5,900	5,900	5,900

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

①認定こども園への移行

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、認定こども園への移行を検討する幼稚園及び保育所に対して必要な支援を行います。

②職員の資質向上

保・幼・小・中学校生徒指導研究協議会や保育所・幼稚園・小学校連絡協議会を通して、相互理解を深め、それぞれの経験や専門性を共有し、学びあいながら資質向上を図ります。

③保幼小の連携強化

保幼小の円滑な接続のため、保育・授業参観、連絡会等の定期的な開催、出前授業や合同授業、交流授業、交流行事等を通して、子ども同士の交流や新たな生活・学習環境への認識、教職員・保育士同士の情報交換や相互理解、課題・取組みの共有等を行い、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

計画の推進に向けて

計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市内の子育て関連分野の部署だけでなく、他の関連分野の部署や関係機関等と連携を図りながら、全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、子ども・子育て支援を推進するにあたっては、行政や関係機関だけでなく、地域全体での取組みが必要です。そのため、子育て中の保護者をはじめ地域で子育て家庭を支援する方々、事業主、子育てサークルやNPO等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

計画の進捗管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組みに反映する（Act）、一連のPDCAサイクルの考え方に基づいた各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を評価・検証していきます。

藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

発行年月：平成27年3月 発行：藤井寺市 健康福祉部 こども育成室 子育て支援課
〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
TEL：072-939-1111（代表） FAX：072-952-9505